

第13回

情報流通円滑化によるごみ処理適正化 不法投棄・不適正排出対策



公共経済学教材

不法投棄とは何か

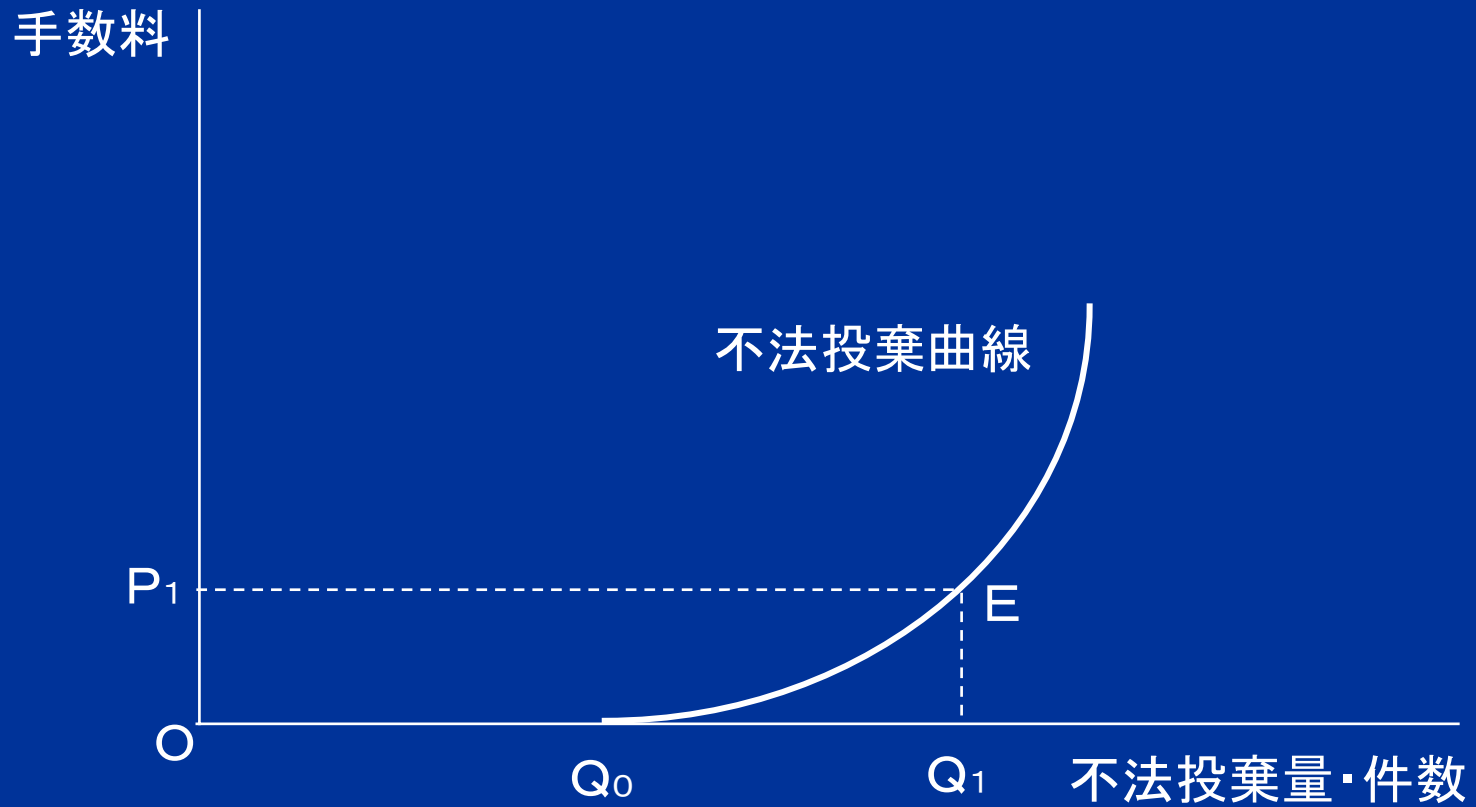
- 指定された排出・搬入場所以外へごみを投棄すること
- 廃棄物処理法の罰則規定：
5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくは併科
法人に対しては最高1億円以下の罰金

民地の管理責任

朝霞市廃棄物処理条例第21条

1. 土地または建物の占有者は、その占有・管理する土地・建物に、廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない
2. 土地の占有者は、その占有・管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、当該廃棄物を自らの責任において処理するよう努めなければならない

有料化と不法投棄



不適正排出とは何か

指定された場所への排出ではあるが・・・

- ・指定袋制下でのレジ袋等での排出
- ・決められた時間外の排出
- ・分別状況が著しく悪い排出
- ・有料シールを貼付しない事業系ごみ
(東京23区)・・・など

有料化と不適正排出・不法投棄

一般的状況

- ・有料化による不法投棄の著増はみられない
- ・通報件数は増加する

対策

- ・地域の住民団体との連携
- ・戸別収集方式の導入
- ・集合住宅管理人・所有者との連携
- ・監視・パトロール態勢の強化

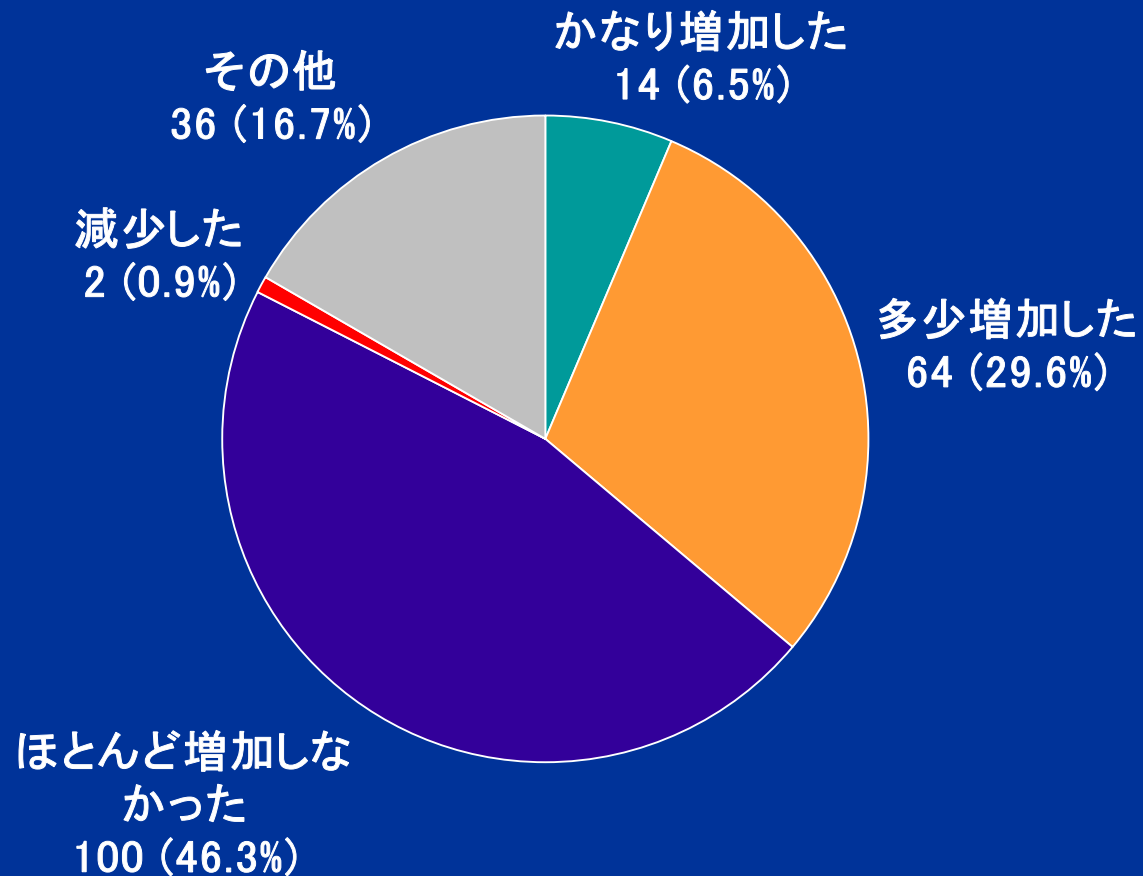
住居形態別の違反排出状況(札幌市)

	調査対象 集積所数 A	違反排出が あった集積所 数(比率) B (B/A)	違反排出ごみ 数(個) C	1集積所当 たり違反排出数 (個) C/A
戸建住宅地区	519	81 (15.6%)	241	0.46
共同住宅地区	518	242 (46.7%)	2,863	5.53

1集積所当たりの平均利用世帯数は戸建住宅地区22世帯、共同住宅地区39世帯。

有料化に伴う不法投棄量の変化

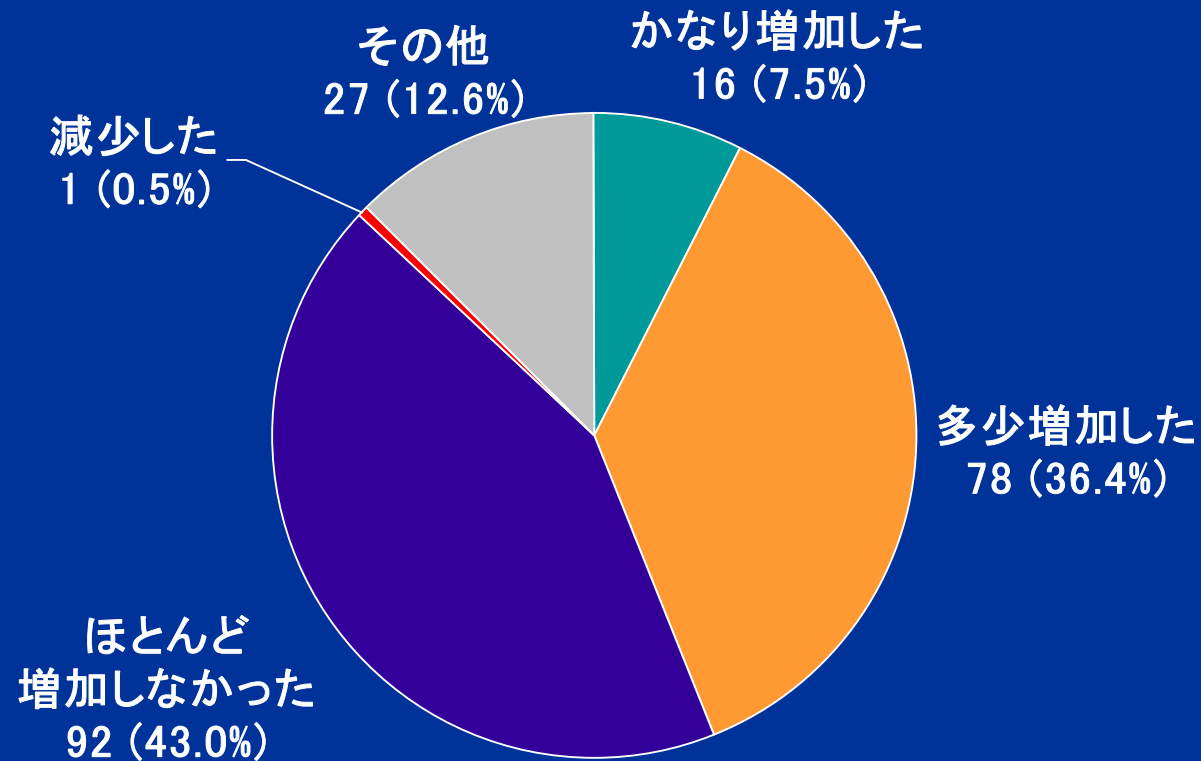
第2回全国調査より



N=216

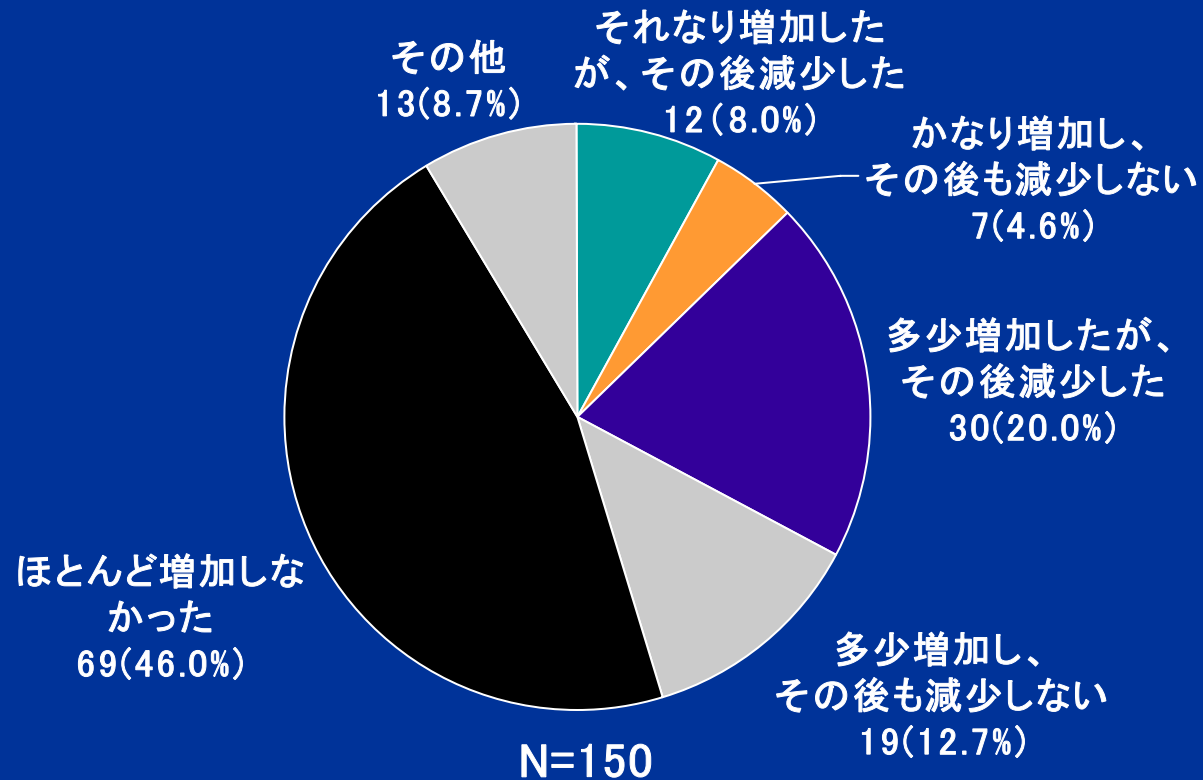
有料化に伴う不法投棄の苦情・通報数の変化

第2回全国調査より

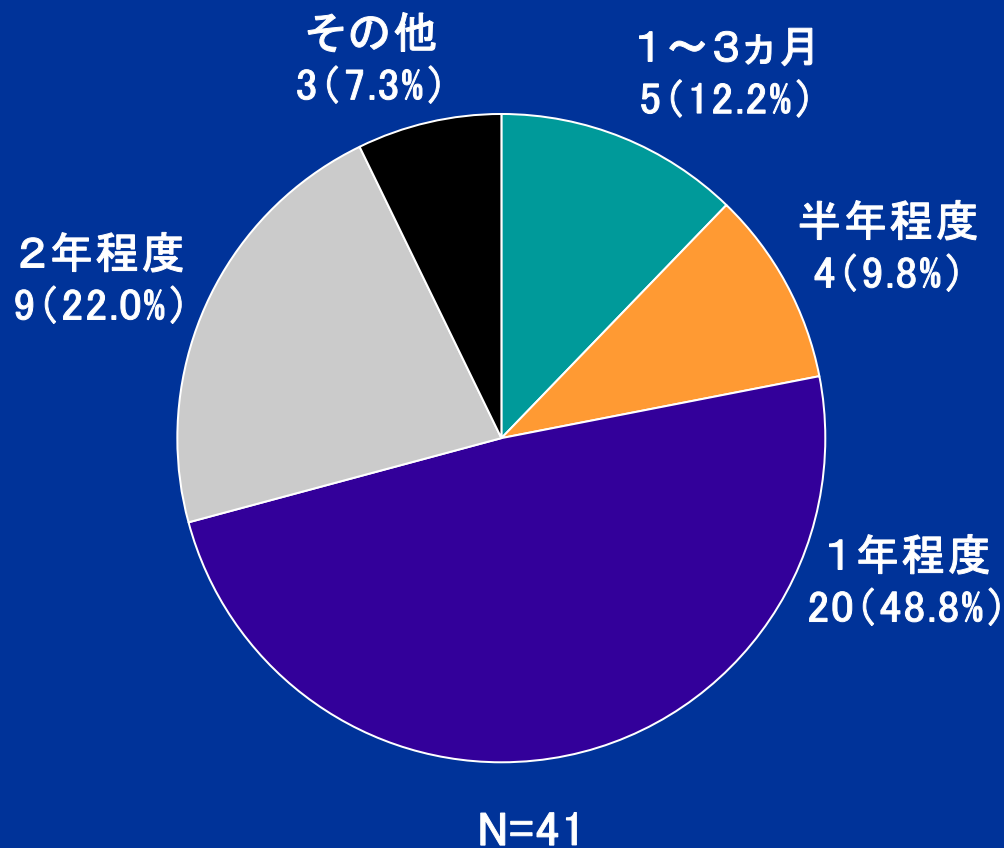


N=214

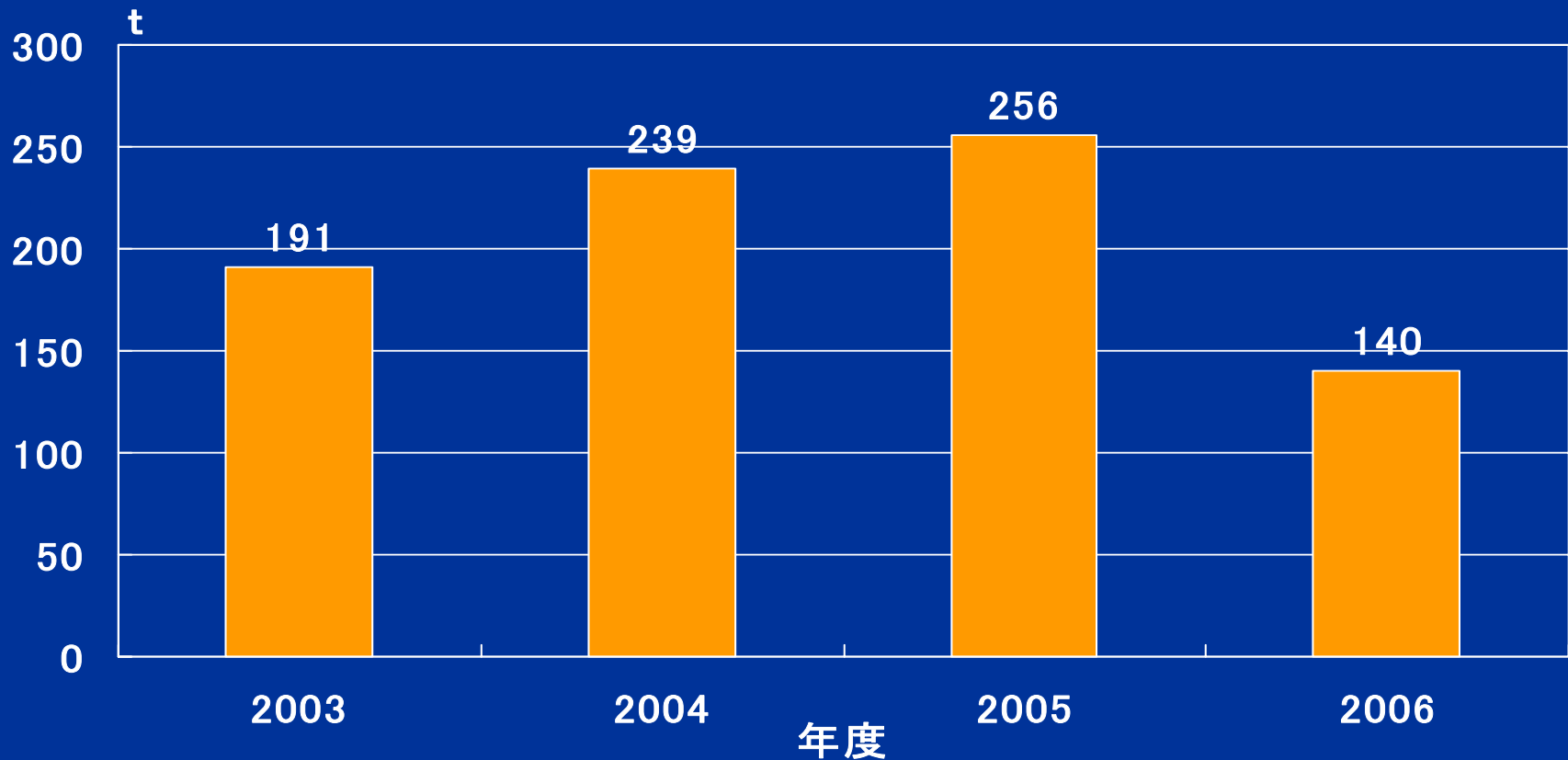
有料化実施直後から現在までの 不法投棄の状況 第3回全国調査



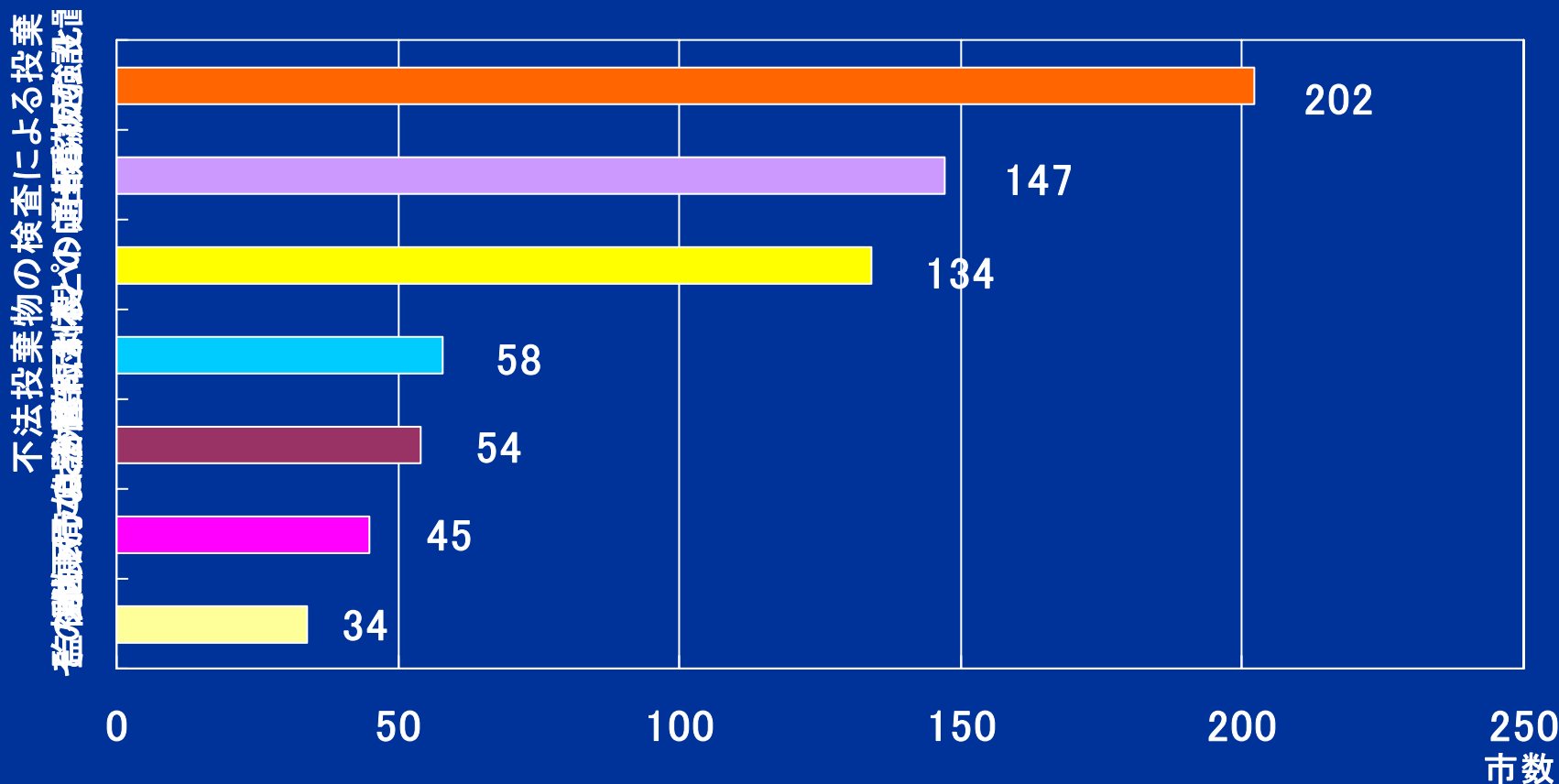
不法投棄が有料化実施前の水準まで減少
するのに要した期間 第3回全国調査
(実施後増加したが、その後減少した市)



八王子市における不法投棄収集量

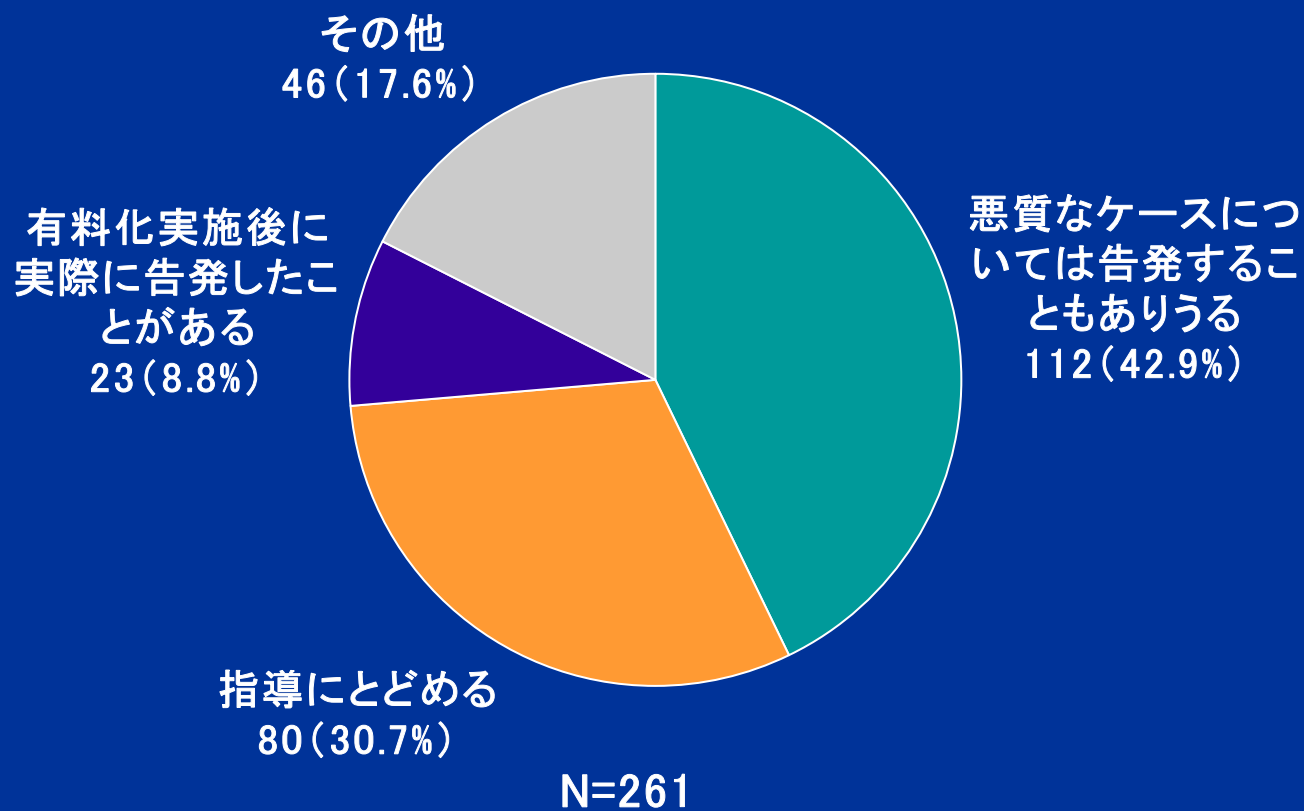


不法投棄を防止するためにとった対策 (複数回答) 第3回全国調査

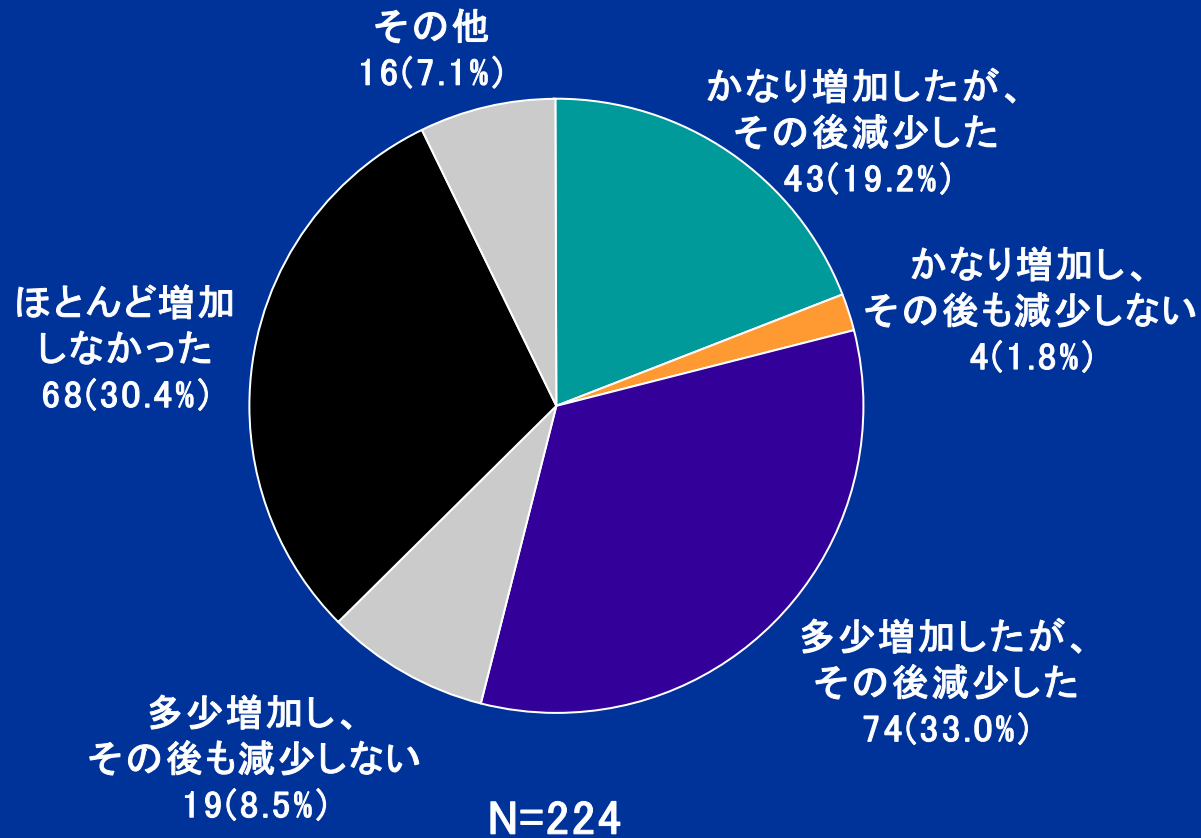


不法投棄者を特定した場合の対応

第3回全国調査

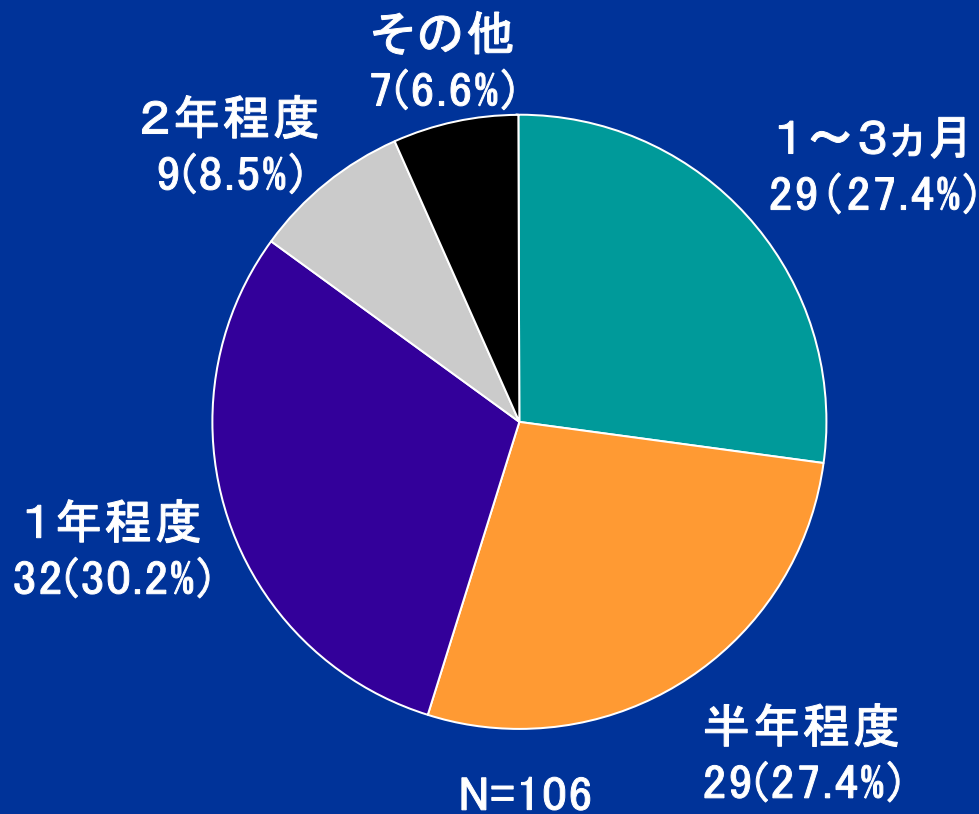


家庭ごみ有料化の実施直後から現在までの不適正排出の状況

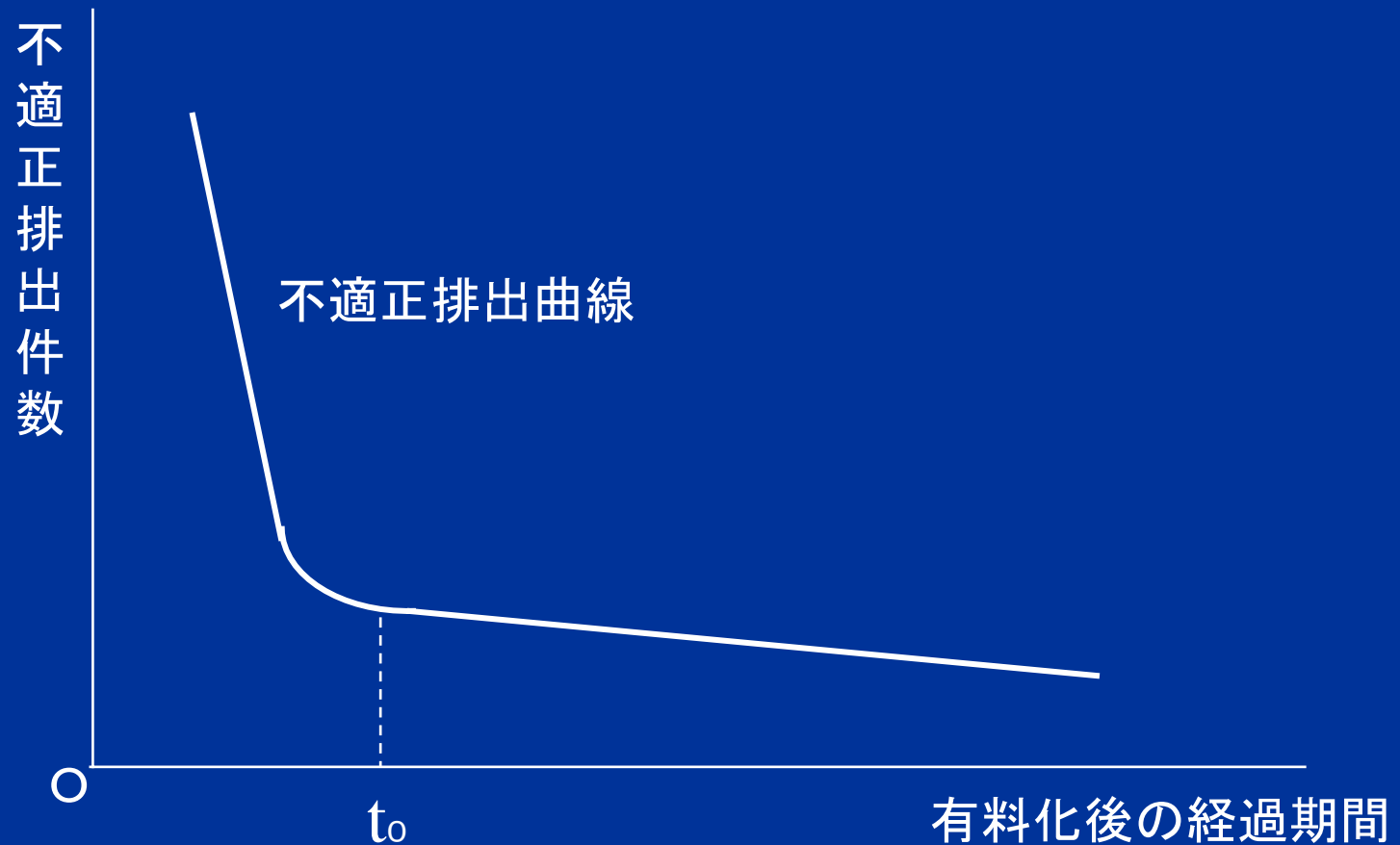


不適正排出が有料化実施前の水準まで減少するのに要した期間

(有料化実施直後増加したが、その後減少した市)



有料化導入後の不適正排出状況



佐世保市における不適正排出率の推移

調査年月	2005年1月	2005年2月	2005年9月	2005年11月
可燃ごみ 不適正排 出率	4.5%	0.8%	—	1.2%
不燃ごみ 不適正排 出率	55.7%	25.0%	11.6%	—

有料化実施2005年1月

集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度

八王子市

ごみ・資源物適正排出及び集積所適正管理の確立を図るために、集合住宅における「出し方ルール・集積所維持管理」が適正な集積所を、模範となる集積所として認定する制度。

2006年7月から実施

現在 約100件の認定

優良排出管理認定制度の対象

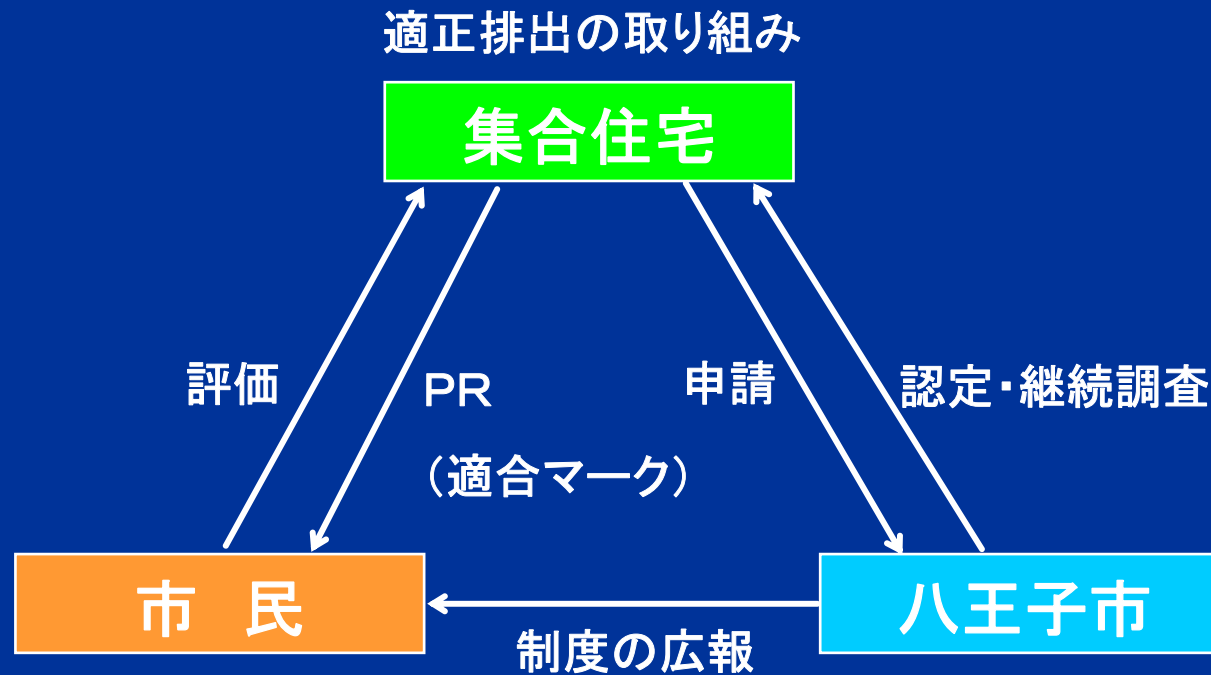
市内集合住宅(10世帯以上、賃貸・分譲は不問)で、同敷地内に、専用の集積所(可燃、不燃および資源物)を所有し、継続して使用しているものが対象

認定要件

(全ての項目基準に適合した場合に認定)

1. 排出物の分別に係わる利用住民への周知
2. 可燃物、不燃物及び資源物専用容器等の設置
3. 獣害等による飛散防止策の実施
4. 適正分別の実施
5. 不法投棄対策の実施
6. 集積所適正維持管理の実施
 - ・認定調査を実施し、認定後、認定表示物を交付
 - ・認定後も継続して同調査を実施し、再認定

集合住宅ごみ優良排出管理認定制度



-
-
-

集合住宅ごみ等優良排出管理認定マーク



記名のない指定袋の収集拒否

少数自治体にとどまる：野田市、久留米市など

利点

排出者責任の明確化

問題点

プライバシー侵害との指摘も

導入の前提

住民の協力が不可欠（自治会・町会など）

不適正排出に対する過料徴収

横浜市 2007年9月議会で条例改正
2008年過料処分施行予定

- ・分別区分、排出方法に従うことについて義務化
- ・ごみを不適正排出する市民・事業者に改善勧告、改善命令し、それでも1年以内に違反した場合に2000円以下の過料を徴収する
- ・事業者に対しては市の処理施設への受入拒否

自治会に対するごみ通信簿

浜松市が2006年10月導入

市内44自治会のごみの排出状況を評価

4段階評価：◎、○、△、×

評価項目：分別、水切り、排出曜日、
袋の色や大きさ

総合評価：A、B、C

・改善点を洗い出し、具体的な取り組みにつなげる

子供ごみパトロール隊

神戸市が2005年から夏休み期間に実施

- ・市が小学生241人をサポーターに認定し、地域ごとにごみの排出状況を点検、ルール違反のごみには収集しないことを告げるシールを貼付してもらう
- ・小学生の環境教育に役立つ
- ・子供が指摘することで大人への啓発効果が大